

開発行為に伴う水道施設工事に関する留意事項

碧南市水道課

1 要旨

碧南市開発事業及び建築事業（以下「開発事業」とする。）により水道施設を新設し帰属する場合、または開発事業に伴い碧南市水道事業（以下「管理者」とする。）が管理する既設水道施設を改良する場合の水道施設工事に関する留意事項は以下のとおりとする。

2 留意事項

(1) 協議等

- ア 開発事業者は、管理者と事前協議を十分に行うこと。
- イ 開発事業者は、管理者に水道施設工事前に給水装置工事申込書を提出することを原則とし、その承認を得ること。

(2) 設計・施工

- ア 給水装置工事は、碧南市指定給水装置工事事業者で施行すること。
- イ 配水管布設工事は、これに加え碧南市競争入札参加資格を有する者で施行すること。
- ウ 使用材料は、「日本工業規格」「日本水道協会規格」合格品を使用すること。
- エ 計画設計基準は、「水道施設設計指針・解説」、「碧南市水道事業配水管工事設計施工指針」「碧南市給水装置工事施行基準」に基づき施工すること。（以下、主な抜粋）
 - (ア) 配水管の口径は、事業区域全体の計画使用水量等を算定したうえで、管理者と十分協議して決定すること。なお、最小口径は、50ミリメートル以上とする。
 - (イ) 配水管の材料は、口径50ミリメートルまでは水道配水用ポリエチレン管を使用し、口径150ミリメートル以上はダクタイル鋳鉄管を使用すること。
 - (ウ) 配水管の埋設位置は、開発道路に対して平行とし、官民境界より1.5メートルとすること。
 - (エ) 配水管の土被りは、配水管口径50ミリメートルまでは0.6メートル、配水口径100ミリメートル以上は1.0メートルとする。ただし国道・県道については、車道部は1.2メートル、歩道部は1.0メートルとする。
 - (オ) 既設配水管より分岐する配水管は、2箇所以上にて取り出し管網とすることを原則とする。ただし、これによりがたい場合は、管理者と協議のうえ決定すること。
 - (カ) 他の地下埋設物と交差または近接して布設するときは、0.3メートル以上の間隔を確保すること。
 - (キ) 埋設標識シートは、配水管の管上0.3メートルに布設すること。
 - (ク) 仕切弁は、断水区域が最小範囲となるように配置する。維持管理を考慮し交差点内や乗入口への配置は避けること。

- (ケ) 配水管路が片送りとなる場合は、その末端に泥吐弁を設置すること。
 - (コ) 消火栓は、衣浦広域連合消防局と協議し配置すること。
 - (サ) 給水引込管の口径は、口径20ミリメートル以上を原則とする。
 - (シ) 給水引込管の材料は、水道用ポリエチレン二層管を使用すること。
 - (ス) 給水引込管は、区画ごとに配水管より直角に引き込むものとする。
 - (セ) メーターの設置位置は、官民境界より原則民地側1メートル以内とし、検針業務の容易な箇所であつ破損するおそれのない位置を選択すること。また、メーターボックス上に過重がかかる場合は、重耐用のメーターボックスを使用すること。
 - (ソ) 開発事業に伴い不用と判断される既設水道施設が存在する場合は、事業者の負担で撤去すること。
 - (タ) 開発事業に伴う舗装工事は、管理者及び道路管理者と協議すること。
 - (チ) 配水管布設後、給水接続する前に洗管し、同時に水質検査を実施すること。
 - (ツ) 完成書類は、開発行為に係わる帰属施設報告書に帰属施設の一覧表、平面図、配管図、工事用写真を添付して管理者に提出すること。
- (3) その他
- ア 開発事業に起因して水道施設を布設または改良する費用は、開発事業者側の負担とする。
 - イ 開発事業者は、水道施設工事の完成後、管理者に無償で帰属すること。
 - ウ 開発事業者は、管理者に帰属する水道施設を施工方法の瑕疵によりその利用に支障をきたすこととなったときは自己の責任において補修等を行わなければならない。